

# 出願資格

## ■各種入試(人文学部留学生特別入試を除く)

2019年4月1日時点において(一部、出願時点において)、以下のAからEまでのすべての条件を満たす者

A(年齢)	18歳以上の者、もしくは18歳未満でも文部科学省の定める大学入学資格を有する者						
B(国籍)	次のいずれかに該当する者 (1)外国籍者(日本国の永住許可を得ている者を除く) (2)日本国籍を含まない重国籍者						
C(学歴)	次のいずれかに該当する者 (1)国を問わず、一以上の国の学校教育制度に基づく通算12年以上の教育課程を修了した者 (2)各国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者 (3)国際バカロレア(Diploma取得要/Course Resultsのみ不可)、GCEAレベル(E評価以上/2科目以上)、アビトゥア(ドイツ)、バカロレア(フランス)のいずれかを保有する者 (4)国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年以上の課程を修了した者 (5)日本国内の高等学校または中等教育学校後期課程を卒業した者 (6)上記以外に文部科学省が定める大学入学資格を有する者 文部科学省HP「大学入学資格について」 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm</a>						
D(日本語能力)	次のいずれかに該当する者 (1)次のいずれかの試験の指定条件を満たす者 ※ <b>出願時点</b> で条件を満たす受験結果が出ている必要があります <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験名称</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①日本語能力試験(JLPT) ※2010年度以降の新試験対象</td> <td>N2レベル以上</td> </tr> <tr> <td>②日本留学試験(EJU) ※実施年度の条件指定なし</td> <td>「日本語」科目において [読解]/[聴解・聴読解]の合計が220点以上</td> </tr> </tbody> </table> (2)日本の学校教育法に基づく高等学校等を卒業した者で、入学から卒業までの在籍期間が1年を超える者	試験名称	条件	①日本語能力試験(JLPT) ※2010年度以降の新試験対象	N2レベル以上	②日本留学試験(EJU) ※実施年度の条件指定なし	「日本語」科目において [読解]/[聴解・聴読解]の合計が220点以上
試験名称	条件						
①日本語能力試験(JLPT) ※2010年度以降の新試験対象	N2レベル以上						
②日本留学試験(EJU) ※実施年度の条件指定なし	「日本語」科目において [読解]/[聴解・聴読解]の合計が220点以上						
E(在留資格)	<b>出願時点</b> で次のいずれかに該当する者 ※出願書類審査の結果、受験を認めない場合があります (1)海外在住者で、入学に際して「留学」の在留資格が得られる見込みの者 (2)「留学」の在留資格を有する日本国内在住者で、日本の高等学校または日本語学校に通学する在学者または出学者のうち、通算出席率が90%以上の者 (3)「留学」の在留資格を有する日本国内在住者で、最終学歴が日本の高等教育機関(専修学校、大学等)である在学者または出学者のうち、通算出席率が90%以上の者、または出席状況を証明できない学校の場合には1年間あたりの平均修得単位数が[卒業要件単位数÷修業年数]以上の者 (4)「留学」以外の在留資格を有する日本国内在住者で、入学に際して「留学」あるいはその他適切な在留資格に変更もしくは更新する見込みの者						

### ■入学許可の取り消し

2019年4月1日時点において、次のいずれかに該当する者は入学許可を取り消します。

- 出願資格のうち、学歴の条件を満たせない者
- 本学以外の高等教育機関にも学籍を置く者
- 本人の過失により、入国管理局から「留学」あるいはその他適切な在留資格を認められなかった者

## ■人文学部留学生特別入試(試験日:2019年3月14日)

2019年4月1日時点において(一部、出願時点において)、以下のAからFまでのすべての条件を満たす者

A(年齢)	18歳以上の者、もしくは18歳未満でも文部科学省の定める大学入学資格を有する者
B(国籍)	次のいずれかに該当する者 (1)外国籍者(日本国の永住許可を得ている者を除く) (2)日本国籍を含まない重国籍者
C(学歴)	次のいずれかに該当する者 (1)国を問わず、一以上の国の学校教育制度に基づく通算12年以上の教育課程を修了した者 (2)各国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者 (3)国際バカロレア(Diploma取得要/Course Resultsのみ不可)、GCEAレベル(E評価以上/2科目以上)、アビトゥア(ドイツ)、バカロレア(フランス)のいずれかを保有する者 (4)国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年以上の課程を修了した者 (5)日本国内の高等学校または中等教育学校後期課程を卒業した者 (6)上記以外に文部科学省が定める大学入学資格を有する者 文部科学省HP「大学入学資格について」 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm</a>
D(学力)	独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)が主催する日本留学試験(EJU)を受験し、次の条件をすべて満たす者 ※ <b>出願時点</b> で条件を満たす受験結果が出ている必要があります (1)「日本語」において「聴解・聴読解」(200点)と「読解」(200点)の合計が「220点以上」 (2)「総合科目」を受験した者 ・出題言語は日本語、英語のうち、どちらの言語を選択してもかまいません ・「日本語」と「総合科目」の条件充足は、異なる試験実施回であっても構いません
E(在留資格)	<b>出願時点</b> で次のいずれかに該当する者 ※出願書類審査の結果、受験を認めない場合があります (1)「留学」の在留資格を有する日本国内在住者で、日本の高等学校または日本語学校に通学する在学者または出学者のうち、通算出席率が90%以上の者 (2)「留学」の在留資格を有する日本国内在住者で、最終学歴が日本の高等教育機関(専修学校、大学等)である在学者または出学者のうち、通算出席率が90%以上の者、または出席状況を証明できない学校の場合には1年間あたりの平均修得単位数が[卒業要件単位数÷修業年数]以上の者 (3)「留学」以外の在留資格を有する日本国内在住者で、入学に際して「留学」の在留資格に変更する見込みの者
F(経済状況)	経済的に修学が困難であり、次の条件をすべて満たす者 ※入学後に改めて審査があります (1)仕送り(入学金、学費をのぞく)が月額平均45,000円以下であること (2)在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること (3)家賃(共益費含む)の月額が25,000円未満であること

### ■入学許可の取り消し

2019年4月1日時点において、次のいずれかに該当する者は入学許可を取り消します。

- 出願資格のうち、学歴の条件を満たせない者
- 本学以外の高等教育機関にも学籍を置く者